【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成20年10月2日(2008.10.2)

【公開番号】特開2008-156957(P2008-156957A)

【公開日】平成20年7月10日(2008.7.10)

【 年 通 号 数 】 公 開 ・ 登 録 公 報 2008 - 027

【出願番号】特願2006-348827(P2006-348827)

【国際特許分類】

E 0 2 B 7/02 (2006.01) E 0 2 D 29/02 (2006.01)

[FI]

E 0 2 B 7/02 B E 0 2 D 29/02 3 0 9

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月25日(2008.7.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンクリート構造体の施工時にコンクリート打設用に使用され、コンクリートの養生後 も撤去することなくそのまま残し置くことにより前記コンクリート構造体の壁面を装飾す る残存型木製化粧型枠において、

ボルト挿通孔が形成された型枠板のコンクリート打設側と反対側の面に、複数本の丸太が径方向に列設されてなる化粧型枠本体と、相隣接して配置される前記化粧型枠本体の各型枠板の角部に跨って取り付けられて各化粧型枠本体を互いに連結する、ボルト挿通孔が形成されてなる連結板と、該連結板のボルト挿通孔から前記型枠板のボルト挿通孔を経て前記丸太を挿通される固定用ボルト、及び該固定用ボルトの前記丸太から突出した部分に螺合される固定用ナットを具備してなる固定具と、を備えることを特徴とする残存型木製化粧型枠。

【請求項2】

前記連結板に、前記化粧型枠本体を支持して自立させるための支持部材の一端が取り付けられる自立用突出部が、前記化粧型枠本体の反対側に向かって突設された する請求項1に記載の残存型木製化粧型枠。

【請求項3】

前記連結板の前記化粧型枠本体への取付側面に、底部にボルト挿通孔を有する凹部が形成される一方、前記自立用突出部が、前記ボルト挿通孔より小径の軸部と大径の頭部とを有するボルトからなり、前記ボルト挿通孔に対して、前記連結板の前記化粧型枠本体への取付側面から裏側面に向かって前記軸部側から挿通されることにより、前記自立用突出部の軸部と前記ボルト挿通孔の間に遊びが形成された。ことを特徴とする請求項1又は2に記載の残存型木製化粧型枠。

【請求項4】

<u>前記丸太が間伐材である</u>ことを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載の残存型木製化粧型枠。

【請求項5】

前記丸太は、径方向に圧縮する処理と、防腐性及び防虫性を有する薬液を注入する処理

とが施されたものであることを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかに記載の残存型木製化粧型枠。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0008]

請求項2記載の残存型木製化粧型枠は、<u>前記連結板に、前記化粧型枠本体を支持して自立させるための支持部材の一端が取り付けられる自立用突出部が、前記化粧型枠本体の反</u>対側に向かって突設されたものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0009]

請求項3記載の残存型木製化粧型枠は、<u>前記連結板の前記化粧型枠本体への取付側面に</u>、底部にボルト挿通孔を有する凹部が形成される一方、前記自立用突出部が、前記ボルト 挿通孔より小径の軸部と大径の頭部とを有するボルトからなり、前記ボルト挿通孔に対し て、前記連結板の前記化粧型枠本体への取付側面から裏側面に向かって、前記軸部側から 挿通されることにより、前記自立用突出部の軸部と前記ボルト挿通孔の間に遊びが形成さ れたものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0010]

請求項4記載の残存型木製化粧型枠は、前記丸太が間伐材であることを特徴とするものである。

請求項5記載の残存型木製化粧型枠は、前記丸太は、径方向に圧縮する処理と、防腐性及び防虫性を有する薬液を注入する処理とが施されたものである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0012]

また、本発明に係る残存型木製化粧型枠によれば、連結板に突設された自立用突出部を 用いて化粧型枠本体を自立させることにより、化粧型枠本体を積み上げるための足場や、 化粧型枠本体をコンクリート打設側と逆側から支持して倒壊を防止するための支保工を設 置又は撤去する必要がないので、施工期間の短縮及びコスト削減を図ることができる。

また、本発明に係る残存型木製化粧型枠によれば、自立用突出部の軸部とボルト挿通孔との間には若干の遊びが形成され、自立用突出部にはこの遊び分の揺動が許容される。これにより、自立用突出部は自重によってその先端側を下方に下げるように揺動するため、支持部材の一端を取り付ける作業が行いやすい。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0013]

また、本発明に係る残存型木製化粧型枠によれば、型枠本体を構成する丸太が間伐材なので、コンクリート構造体の壁面を化粧する化粧材としてコンクリート等を使用する場合と比較して、その製造や加工時に必要とされるエネルギー量を削減することができる。これにより、空気中への二酸化炭素の排出量を削減して、地球温暖化を防止することができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0014]

また、本発明に係る残存型木製化粧型枠によれば、型枠本体を構成する丸太に、防腐性 や防虫性を有する薬液が注入されているので、残存型木製化粧型枠に腐食が生じにくい。 これにより、残存型木製化粧型枠をより長期に渡って維持することが可能となり、コスト 削減を図ることができる。また、丸太の腐食によって二酸化炭素が放出されることがない ので、地球温暖化を防止することができる。